

パブリックコメント 閲覧用資料

- 1 件名：消防本部および消防署の設置に関する条例の改正（案）
- 2 改正する条例の名称：我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例

3 改正（案）の主な内容：

中里地区への東消防署湖北分署の移転拡充整備を実施することに伴い分署から署へ格上げ変更し、湖北消防署とします。また、現在の西消防署及び東消防署についてもそれぞれ、我孫子消防署及び布佐消防署とし、地域の名称を消防署の名称として統一します。なお、管轄についても署単位で規定していることから、現在東消防署管轄としている地域について湖北消防署、布佐消防署に管轄を分けて規定します。

4 消防署の名称変更（案）について

改正後	改正前
我孫子消防署	西消防署
我孫子消防署つくし野分署	西消防署つくし野分署
布佐消防署	東消防署
湖北消防署	東消防署湖北分署

5 消防署の管轄変更（案）について

添付資料を参照ください。

条例では、署単位で管轄を規定するため、現在、東消防署管轄である地域を布佐消防署管轄の地区と湖北消防署管轄の地区で分けて規定することとします。

6 添付書類

- (1) 我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例
- (2) 我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）「新旧対照表」